

大子町立依上小学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめは、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」全ての児童等に関する問題である。

したがって、本校では、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日公布法律第71号)第13条及び「茨城県いじめの根絶を目指す条例」(令和元年茨城県条例第40号)の規定に基づき、本方針を策定する。

(いじめの定義)

「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(いじめの禁止)

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ放置の禁止)

児童等は、いじめを認識しながら放置してはならない。

(学校及び学校の教職員の責務)「茨城県いじめの根絶を目指す条例第8条より」

- 1 学校及び校長その他の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所、関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認識した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。
- 2 学校及び校長その他の教職員は、いじめに類する行為をしてはならず、かつ、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童に与える影響を十分に理解して授業その他の教育活動を行わなければならない。
- 3 学校及び校長その他の教職員は、基本理念にのっとり、児童対し、いじめを行ってはならないことについて、分かりやすく教育するよう努めなければならない。
- 4 学校及び校長その他の教職員は、基本理念にのっとり、いじめの問題を抱え込むことなく、第1項の関係者と連携し、いじめを受けている児童が支援を求めやすい環境を整備するよう努めなければならない。
- 5 校長は、学校がいじめの防止等のための対策について、所属の教職員を監督し、基本理念にのっとり、いじめのない当該学校の運営が行われるよう努めなければならない。

(スローガン)

「㊤寄り添って ㊤理解し合おう ㊤固い絆で ㊤みんなでいじめ認知もれ0へ」

2 いじめの防止等のための対策の内容

(1) 基本施策

- ① 学校経営の最重点目標の一つに掲げ、学校運営機構に組み込み、組織的に取り組む。
- ② 教育活動全体を通じて、いじめ防止の教育を展開する。
- ③ 道徳教育を尚一層充実させ、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培う。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 全職員による日常的観察、職員集会(毎週)における情報交換及び共通理解
 - ア 定期的ないじめチェックリストの活用
 - イ 生徒指導ファイル(各学年で作成)の活用
- ② いじめ調査の実施
 - ア 児童生徒対象生活アンケート 毎月
 - イ 教育相談での学級担任による聞き取り調査 年3回、必要があるときは随時
- ③ 保護者・地域からの情報収集

(3) いじめ相談体制の整備

- ① いじめ防止対策委員会による相談窓口の設置
- ② 豊かな心育成コーディネーター、スクールカウンセラーの活用
- ③ いじめ体罰サポートセンターなど、県の相談窓口の周知

(4) インターネット、SNS 等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 道徳教育、学級活動における情報モラル教育の計画的実施
- ② 児童生徒、保護者、教職員を対象とした情報モラル研修の実施

(5) いじめの防止等の対策に関する資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する一般研修を年間指導計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

3 いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止等対策会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、「生徒指導推進委員会」の下部組織「いじめ防止対策委員会」を常設する。

<構成員>

校長 教頭 生徒指導主事 教務主任 養護教諭 当該担任 関係者（必要に応じて）

<内 容>

- ア いじめを防止する積極的な教育活動に関すること
- イ いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること
- ウ いじめの早期発見に関すること
- エ いじめ事案に対する研修に関すること
- オ 教育委員会、関係諸機関との連携に関すること

<開 催>

年3回の定例会、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

<対外連携組織>

- 町教育委員会 ○ 水戸教育事務所 ○ PTA 本部役員 ○ 学校評議員
- 学校関係者評価委員 ○ 児童相談所 ○ 警察署

4 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、児童等や保護者から相談や訴えがあった場合には、次の対応を行う。

- A いじめの行為を止めさせ、事実の有無の確認をする。相談や訴えには真摯に傾聴し、事実の有無の確認をする。
- B いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- C 「いじめ防止対策委員会」に情報を共有し、事案解消に向けて組織的に対応する。
- D 事実確認の結果を校長が町教育委員会に報告し、被害・加害者保護者に連絡する。
- E 教育上の指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まず、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められたときは、ためらうことなく町警察署へ通報し援助を求める。
- F いじめの解消後も継続的に対応する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめ解消の判断としては、以下の2つの要因が満たされている場合であり、また必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものである。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を継続していること
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、面談等で児童本人・保護者に確認できること

(2) 重大事態への対応

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（自殺を企図した場合等）
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

があると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合）は、次の対応を行う。

※ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときも重大事態が発生したものとする。

- | | |
|---|--|
| A | 重大事態の事実を町教育委員会に速やかに報告する。 |
| B | 町教育委員会と協議の上、「いじめ防止対策委員会」を緊急開催し、事態解消に向けて組織的に対応する。 |

5 その他の留意事項

- いじめ問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて学校評価を行う。いじめを防止する目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- 教員評価において、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価できるようにする。
- 児童生徒の非行や問題行動で、学校だけでは改善しない場合、児童生徒の安全確保及び犯罪被害で、学校だけでは実態の把握が困難な場合には、学校から警察へ連絡をする。
- 児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべき悪質ないじめについては、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

いじめ防止対策年間計画

大子町立依上小学校

	学校行事等	未然防止の取組	早期発見の取組	教職員の研修等		
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・入学式 ・PTA 総会 ・学級懇談会 ・家庭訪問 (自宅確認)	道徳教育の充実 ・各教科における協働活動の充実 ・体験	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策についての説明、啓発 ・保護者との情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握(前年度引継) ・生活アンケート 	職員集会時の情報交換 ・生徒指導ファイルを活用したいじめ防	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策年間計画、指導方針の確認 ・生徒指導提要の活用について
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・田植え ・宿泊学習 		<ul style="list-style-type: none"> ・SC(スクールカウンセラー)の活用 ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する校内研修 ・児童理解のための研修 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足 ・なかよし集会 ・小中連携あいさつ運動 		<ul style="list-style-type: none"> ・SCの活用 ・生活アンケート 			
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・個別面談 		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">保護者との情報交換</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">第1回 Q-U テストの実施</div> <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル講演会 ・生活アンケート ・SCの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果報告 		
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業 		<ul style="list-style-type: none"> ・SCの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-U テストの分析 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・稲刈り 		<ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握(夏季休業明け) ・SCの活用 ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換 		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・終業式 ・始業式 		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">第2回 Q-U テストの実施</div>			

	・運動会	活動の充実		・SCの活用 ・生活アンケート	止対策委員会の実施	
11月	・小中連携あいさの運動 ・個別面談		保護者との情報交換	・SCの活用 ・生活アンケート		・アンケート結果報告 ・Q-Uテストの分析
12月			・生徒指導担当講話	・SCの活用		
1月	・学力診断のためのテスト			・児童の実態把握 (冬季休業明け) ・SCの活用 ・生活アンケート		
2月	・学級懇談会 ・なかよし集会		保護者との情報交換	・SCの活用 ・生活アンケート		・アンケート結果報告
3月	・卒業式 ・修了式			・SCの活用 ・生活アンケート		・指導記録の整理 次年度への引継 ・指導方針及び年間指導計画の見直し